

## 第1回国立市介護保険運営協議会議事録

平成31年4月19日（金）

### 【高齢者支援課長】

皆さん、こんばんは。定刻となりましたので、国立市介護保険運営協議会を開始させていただきます。会長が選任されるまでの間、司会進行をさせていただき高齢者支援課長の馬場と申します。

まず、皆さんのお手元にございます会議次第の1番目、委嘱状交付でございます。国立市長永見理夫から交付させていただきます。

### 【永見市長】

委嘱状、石田啓子様。国立市介護保険運営協議会委員を委嘱します。委嘱期間は平成31年4月19日から令和4年4月18日まで。平成31年4月19日、国立市長永見理夫。よろしくお願いいたします。

### 【石田委員】

ありがとうございます。頑張ります。

### 【永見市長】

委嘱状、大井利雄様。以下、同文でございます。よろしくお願いいたします。

委嘱状、小出聡様。以下同文でございます。よろしく申し上げます。

委嘱状、小林和紀様。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

委嘱状、信坂美佐子様。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

委嘱状、林大樹様。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

委嘱状、林瑞哉様。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

委嘱状、山路憲夫様。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

委嘱状、山地晴義様。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。

皆さん、こんばんは。介護保険運営協議会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。また、平日の夜、お忙しい中、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

介護保険の運協を長年務めていらっしゃる方、あるいは初めての方、様々いらっしゃると思いますが、介護保険運営協議会は、介護保険の運営をどうしていくかという、その最も中核的なことを検討していただく組織でございます。

地域保険として、どれだけのサービスを提供するのか、どれだけの保険料をいただいくのかというその運動性の中において、地域がどういうふう、地域保険たる介護保険を運営していくかということをご検討いただく。それにあわせて、地域包括ケア計画として、老人福祉の計画とあわせて一体となった計画、それに医療の問題も含めたご審議をいただくという場になってまいりと思います。

ぜひ、忌憚のないご意見をいただいて、有意義な会議としていただけたら幸いです。

私の方からもう1点だけ、この3月の議会で、高齢者福祉の関係の施策を幾つか、今日の議題に入っていないようなので、少しご報告をさせていただきます。

例えば、高齢者の入院見舞金であるとか、あるいはシルバー学習講座の助成であるとか、あるいは旅行への助成であるとか、入浴券であるとか、さまざまな課題があるものがございました。これは庁内の、内部の検討の中において一定程度、矛盾があるような形のものは正していこうということで、今議会、3月の議会に議案として出せそうなも

のは出すし、それから、予算議決になるものは予算としてそれを削った形で出すというような形で、新しい時代の地域包括ケアを推進する時代における、地域包括ケアのあり方として、やはり社会性を持たない事業、全く個人に利益が還元されてしまうような、社会性が薄いものについてはどう取り扱っていくかというようなことを、内部で検討させていただいて、見直しをさせていただきました。

また今後の議論の中で、事務局の方から詳しいご説明をさせていただきますが、本来的に言いますと、地域包括ケア推進計画の中でご検討いただくような形になっていたと思うんですけど、やはり財政の環境その他の観点から、見直すときに見直そうということで、今回は私の判断でやらせていただきましたので、ご了解いただきたいと思います。

なお、今後はそういう点も含めまして、皆様のご議論をぜひ活発にさせていただけたらと思うところでございます。

本日、はっきり言いますと、私、明日が最終の選挙運動の期間で、まだ何か所かこれから回らなければ、そういうような日程も入っております、先に失礼させていただきますが、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

**【高齢者支援課長】**

市長はこの後、公務がございまして、これにて退席させていただきます。

**【永見市長】**

失礼いたします。よろしく願いいたします。

**【高齢者支援課長】**

それでは、会議次第の2番目、運営協議会の任務等についてというところで、資料No.1番、介護保険条例と、資料No.2の介護保険運営協議会規則、こちらに沿いまして事務局から説明させていただきます。

**【事務局】**

それでは、次第2番目の運営協議会の任務等につきまして、介護保険係長の深谷の方から説明をさせていただきます。

説明に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただければと思います。事前に郵送で送らせていただきました資料でございます。会議次第が1枚と、それから右上に資料何番と書いてあるものが、資料1から、2、3、4、5まで、事前に郵送で送らせていただきました。

それから、本日、机上配布させていただいたものとしまして幾つかございます。国立市地域医療計画、冊子のもので、それから、カラー刷りのもので、認知症安心ささえあい、くにたち認知症ケアパスというものが1枚。それから国立市在宅療養何でも相談窓口のご案内。こちらを机上配布させていただいております。

それから、新任の、新しく委員となられました皆様につきましては、さらに「国立市地域包括ケア計画」第7期のものでございますが、こちらの冊子が1つと、封筒に入れさせていただいた書類がございます。こちらの本日配らせていただいたものにつきましては、また後ほどご説明をさせていただきます。

以上、お手元のない方いらっしゃいますか。大丈夫でしょうか。

では、運営協議会の任務等につきましてご説明させていただきます。まず資料1、国立市介護保険条例をご覧ください。こちらの5ページ目の中段、第16条をご覧ください。法というのは、介護保険法のことです。法第117条の規定に基づく国立市介護保険事業計画及び老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画である国立市高齢者保健福祉計画の策定及び評価、介護保険事業の運営その他の高齢者福祉に関する

事項を審議するため、国立市介護保険運営協議会を設置する、という規定がございます。以下、第17条で委員定数について、18条で規則への委任について定めてございます。

続きまして、資料2をご覧ください。こちらが国立市介護保険運営協議会の規則となっております。こちらの1ページ目の第2条のところで、同じく運営協議会の職務について定めてございまして、(1)につきましては、今お伝えした内容が入っております。介護保険事業計画は、3年ごとに市で策定してございます。本協議会は事業計画の内容ですとか、人口動向やサービスの見込み量等を総合的に勘案して、保険料の設定などについてもご審議いただきたいと考えてございます。

以下、(2)以降、(2)介護サービスの提供、確保及びサービス水準に関すること。(3)低所得者対策に関すること。(4)介護認定の適正化に関すること。(5)地域包括支援センターの運営に関すること。(6)地域密着型サービスの運営に関すること等、定めてございます。以下、(7)で前各号に掲げるもののほか、介護保険事業の運営その他の高齢者福祉に関すること。こういった事項につきまして、調査、ご審議をいただければと考えてございます。

次に、運営協議会の会議についてですが、規則の裏面、2ページ目になりますが、第9条で記載してございますが、基本的には公開とさせていただいております。本日は傍聴者の方はいらっしゃいませんが、一応、傍聴者名簿などを置いておまして、傍聴は可能になっております。ただし、事前に協議して非公開とすることも可能でございます。

次に、この会議の議事録ですが、会議の内容につきましては議事録として残し、後ほど公開をさせていただいております。ただし、公開する前には必ずこちらの運営協議会の方で内容を確認していただきまして、承認を得てからホームページなどに出させていただきます。

また、この会議ですが、おおむね月1回程度行っております。曜日、時間などは事前にお知らせしております。一応、原則としましては毎月第3金曜日、午後7時からを予定しております。

次に、審議会の進め方についてですが、効率的な運営を行うことから、事務局と正・副会長、これから決めることになりますが、そちらの正・副会長様との間で課題について事前調整することがございます。また、会議で議題となったもの、またそれ以外のものであっても、もし資料が必要である、こういう資料が欲しいというご要望があった場合は、事務局の方に申し出ていただければ、作成いたします。

簡単ですが、私からは以上になります。

#### 【高齢者支援課長】

以上で、会議次第の2番目、運営協議会の任務等について説明させていただきました。

次に、会議次第の3番目、委員自己紹介でございます。今現在、いらっしゃっていない方もおりますが、石田委員から時計と逆回りに、あいうえお順で座っていただきます。申し訳ありませんが、石田委員から自己紹介を順番にお願いいたします。

#### 【石田委員】

一般市民からの、石田啓子と申します。よろしくお願ひします。専門職でもないし、本当に市民感覚でここに、いささせていただきますかと思ひます。ただ、さっき数えたら11年目、途切れなく、おばで、母で、父で、介護を続けてきて、そのスタンスでこの場にいささせていただきますらいいと思ひています。よろしくお願ひいたします。

#### 【大井委員】

大井と申します。初めてであります。保険というのは、関心はあったんですけど、いざこういう中でやろうとなった場合にどんなことができるのかなと思ひまして、今、こ

れだけの方がいらっしゃる中で、心配事があります。ただ、私がここに来たのは、私、ひらや照らすとかきずなの会とかをやってはいますが、なるべくこういう活動の中を、わかりやすく具現することで、少しでもお手伝いできればいいかなと、そういう目で、素人目の発想で、市民だとかうだよって、そんな視点から、何か出せばいいなどと思っています。

だいたい厚生省とか読み込んできたんですけど、読み込めば読み込むほど何かこう、うーん、そうか、やっぱりってのはめ込まれちゃいそうなので、その辺は、どういこうかなという感じがしています。よろしくをお願いします。

#### 【小出委員】

同じく市民委員の小出と申します。よろしくお願ひいたします。

私は前期からの継続で、2期目になるんですが、前期は途中から参加ということもあって、自分としては消化不良というか、もやもや感が残った形でした。それは何かというと、やっぱり、さっき大井さんもおっしゃったんですけども、非常に、自分自身が圧倒的に知識不足というのもありまして。あと、自分自身、市民委員としての役割とか立場というのを、あんまり自分の中で咀嚼できていなかったところがあって、今回そこを反省点として、知識不足についてはとにかく学ぶと。市民の方と一緒に学ぶということが大事だと思っています。

あと、市民委員の役割としては、やはり、ここ、介護保険というのはさっきお話があったように、非常に複雑怪奇で、全くわかりにくいので、そういったわかりにくさを踏まえた上で、わかりにくいなりに市民の方にこの場の議論を伝えていく。そこからまた、市民の方からのフィードバックもあって、それをこちらに伝えるというような役割が、どこまでできるかわかりませんが、果たせたらいいなと思っています。よろしくをお願いします。

#### 【小林委員】

小林和紀と申します。よろしくお願ひいたします。私、川崎で高校の教員をしております、福祉科という科の主任をしております。この科は、高校生で介護福祉士を取らせてしまう科になっておりまして、ついこの間の介護福祉士の国家試験にうちの学校は全員合格をさせていただきました。そういう中で、自分自身が授業で教えていく、また地域包括支援センター、川崎も非常に熱心にやっておりますのと、あとは生徒にも、岩手県の沢内村の話をしたりとか、そのあたりのことをやっていく中で、今の状況にどう合うか合わないかとか、あとこれからどうしていくかということと、人口減のところはどう、さじ加減をしていかなきゃならないかという、実際の運営する感覚から、授業に生かさればと思っていますし、こちらの子供たちがどうこれからしていくかというところの部分に何かしらの供与ができればいいかなと思っています。よろしくお願ひいたします。

#### 【関戸委員】

弁護士の関戸と申します。私は弁護士事務所をやっているところなんですけど、何というか、やっぱりこの介護保険運営協議会の議論が大変、難しく、なかなか、理解が難しいというところがあります。というのは、弁護士の仕事は大体、事後的に、起きた事実関係について、それがどのような法令に適合しているかしていないかを判断することなんですけど、この介護保険の、この協議会の議題というのは、全て、将来の予測とか、それを適切に見極めて、介護保険料の適正さ、それから給付の適正さ、そういうことを分析していくということになりますので、なかなか、大変難しい仕事だと思っています。よろしくお願ひいたします。

**【信坂委員】**

介護サービス提供事業者として、誠愛会シルバーハイツ谷保の信坂と申します。今期が初めてなので、介護サービス提供事業者としていろいろ勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**【林（大）委員】**

林と申します。一橋大学の教員をしております。1年前に定年退職になって、その後、再雇用で、特任教授ということで勤めております。今は64歳なんですが、今年65歳になるので、自分のこととしても、どのように介護保険が影響してくるのかということもあって、大変気になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

**【林（瑞）委員】**

私も林と申します。介護サービス提供事業者のほうですけれども、社会福祉法人の弥生会のくにたち苑から来ております。長年、こちらの会の方には携わっています。地域包括ケアとか、そのサービスの内容もありますけれども、今、やはりすごく課題なのが、人の問題。人をどう確保していこうかというところが、本当に切実な問題で、施設でいえば、介護収入の中で人材確保に流れる部分もかなり出てきているというような状況がある中では、今後こういった運協の中でも、その働く人について、少し議論がされればいかなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

**【森平委員】**

薬剤師の森平と申します。普段、薬を通して患者さんと接する立場にありまして、介護のことを勉強させていただけたらありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**【山路委員】**

小平市にある白梅学園大学の教授を、もう2年前に退職したんですが、そこで小平学・まちづくり研究所というのをつくりまして、まだやっております山路と申します。

林会長と新田副会長がなられてから間もなくだったと思うんですけど、メンバーとして残っているのは多分その3人だと思いますが、長らく国立に関わらせていただいております。

もともと社会保障が専門ですので、今、進められている国立も含めた地域包括ケアづくりを国立だけではなくて、幾つかの自治体に関係してありまして、それで、5月1日付発売の「月刊介護保険」に、事例から見る地域包括ケアの課題という一文をまとめましたので、よろしかったら見てください。

その中で、国立と小平と、それから小金井と東村山の4市、これは私がずっと関わり続けている市なんですけれども、その、中身の最近の評価をしております、詳しくは読んでいただければと思うんですけど、その中で比較的、地域包括ケアが一番進んでいるのは国立市。最も遅れているのは小平です。これはもう歴然としてありまして、その理由をその一文に書かせていただきました。ただ、まだまだ課題が多いという危機意識を持ってありまして、メンバーの一人として引き続き議論に参加させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**【山地委員】**

山路先生と字は違いますが、社会福祉協議会の山地です。国立の社会福祉協議会は、今までずっと介護保険運営協議会には事務局長が出ていたんですけど、今回、多分初めてだと思ってしまうんですけど、居宅介護支援事業所の管理者として参加することになりました。よろしくお願いいたします。

**【高齢者支援課長】**

ありがとうございます。

それでは、次第の4、正・副会長選出に入らせていただきます。お手元の資料の2番、介護保険運営協議会規則をご覧ください。1ページ目の一番下に、第6条、会長及び副会長というものがございます。こちらに書いてありますとおり、運営協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める、とございます。

という規定でございますので、これから正・副会長について、自薦、他薦どちらでも結構なんですけれども、皆さん方の間で選んでいただきたいと思います。どなたか、推薦等、あるいはご自分がということでもいいですけれども、ございますでしょうか。

では、山路委員。

**【山路委員】**

会長に引き続き林先生、それから副会長に新田先生を推薦させていただきたいと思えます。

理由は、林先生とは本当に長い付き合いでありますけれども、認知症の日実行委員会でも、ずっと関わり続けていらっしゃって、それで、私自身も東村山市等の介護保険運営協議会、今は地域包括ケア推進協議会といいますけど、その会長を10年以上務めている同業者から言えば、林先生は怒ったことがないんです。常に冷静沈着。私とは真逆でありますけれども、これは会長としての不可欠な資質でありまして、しかも、もう一つ会長として大事なことは、しゃべりすぎないことです。どうしても私はしゃべり過ぎる傾向があるんですけれども、林先生は常に控えめに全員の意見を聞くように努力されてきたという意味では、会長としてはまさに適格だというふうに考えています。

それから、副会長の新田先生は、ご存じの方も多と思いますけれども、国立市で在宅医療を1992年ごろから30年近くやられてきて、全国の在宅療養推進連絡会の会長もされた、在宅医療のリーダーのお一人です。非常に行動力もあり、いろいろなところで在宅医療の語り部として活躍されておられて、今回、後ほど説明があると思えますけど、国立市で地域医療計画をまとめ上げた会長、功労者というか、新田先生の執念と在宅医療の思いが実ったものだというふうに考えておりまして、これをいかに具体化させていくかということも、これからの大きな課題でありますけれども、そういう意味での手腕は並々ならぬものがあるというふうに私は考えておりまして、副会長に推薦させていただきたいと思えます。

以上です。

**【高齢者支援課長】**

山路委員、ありがとうございます。皆様、ほかにご意見等ございますでしょうか。

それでは、会長は林大樹委員、副会長は新田委員でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**【高齢者支援課長】**

ありがとうございます。それでは、会長は林大樹委員に、副会長は新田國夫委員ということで決定させていただきます。

それでは、会長が決まりましたので、議事の進行につきまして、林会長にお願いしたいと思えます。

**【林会長】**

林ですが、会長ということですので、この後、議長ということでやらせていただきます。

まず、会議次第5番目の正・副会長挨拶。ここをやらせていただきます。先ほども自己紹介いたしました、林大樹でございます。国立市に介護保険運営協議会ができてか

らずっと会長をやっているのですが、ちょっと長すぎると思うのですが、そろそろ、大学も定年になって、再雇用もあと1年ぐらいで終わるとのことなんですが、でも、この間、国立市の皆さんといろいろな関係ができて、やはりまだもう少し頑張らないといけないのかなと思って委員を引き受けました。そして、皆さんの互選で会長ということになりましたので、できる限り頑張りたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

副会長の新田先生は、今日、お休みですか。

【事務局】

はい、欠席です。

【林会長】

欠席ということですので、次回にご挨拶をいただきたいと思います。

それでは、会議次第の6番目、事務局紹介であります。

では、お願いします。

【事務局】

それでは、次第6番目の事務局紹介をさせていただきます。資料4をご覧ください。皆様方から見て左側から紹介します。

まずは、健康福祉部部長の大川でございます。

【健康福祉部長】

皆さん、こんばんは。大川でございます。また、3年間、よろしく願いいたします。

【事務局】

高齢者支援課、課長の馬場でございます。

【高齢者支援課長】

馬場でございます。よろしく願いいたします。

【事務局】

地域包括ケア推進担当課長の葛原でございます。

【地域包括ケア推進担当課長】

地域包括ケア推進担当課長の葛原と申します。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】

それから、高齢者支援課ではないんですが、地域福祉計画等の絡みもございまして、運営協議会に参加させていただきます、福祉総務課長の関でございます。

【福祉総務課長】

福祉総務課長の関でございます。地域福祉計画所管担当として、介護保険の運協のほうにも参加させていただきます。今後ともよろしく願いいたします。

【事務局】

続きまして、収納課管理係から参りました、課長補佐と、高齢者支援係の係長事務取扱を兼ねている、山本でございます。

【高齢者支援課課長補佐】

山本でございます。よろしく願いいたします。

【事務局】

それから私、4月から参りました、介護保険係長の深谷でございます。よろしく願いいたします。

それから、係長以下で高齢者支援課で異動があった職員を紹介させていただきます。まず、異動で高齢者支援課から出ていった職員としまして、私の前任の介護保険係長でございました菅野は、健康増進課後期高齢者医療係長へ異動となっております。それから、係員で介護保険係におりました杉原が、南部地域まちづくり課計画整備係へ異動

となつてございます。それから、高齢者支援係におりました田中が、課税課固定資産税係に異動となつてございます。

それから、私の隣におりますのが、地域包括支援センター主査の小山でございます。

【地域包括支援センター主査】

地域包括支援センターの主査小山と申します。よろしくお願ひいたします。

【事務局】

それから、地域包括ケア・在宅療養推進担当係長の飛田でございます。

【地域包括ケア・在宅療養推進担当係長】

地域包括ケア・在宅療養推進担当の飛田と申します。よろしくお願ひいたします。

【事務局】

それから、介護保険係主査の中田でございます。

【介護保険係主査】

介護保険係主査の中田と申します。よろしくお願ひします。

【事務局】

それから、まちの振興課コミュニティ・市民連携係から参りました、相馬でございます。

【介護保険係主事】

介護保険係の相馬と申します。よろしくお願ひいたします。

【事務局】

あとの職員につきましては、特に異動がございませんでしたので、紹介のほうは省略させていただきます。

以上でございます。

【林会長】

ありがとうございました。

委員の皆様、一遍にはわからないと思うのですが、だんだんに顔と名前を覚えて、この介護保険の運営を見守っていくという役割がございしますので、どうぞよろしくお願ひします。

【大井委員】

よろしいですか。

【林会長】

どうぞ、大井委員。

【大井委員】

大井です。事務担当者以外で、例えば、保泉さんて地域包括でいらっしゃいましたよね。この方は、囑託なんですか。これ以外に、何人かそういう方がいらっしゃるんですね。

【地域包括ケア推進担当課長】

今、おっしゃられたとおり、保泉は囑託職員になりますので、こちらの名簿には入ってございません。

【林会長】

ほかに何か、質問がありましたらどうぞ。

どうぞ、小出委員。

【小出委員】

先ほど、運営協議会の義務等についてということで、深谷係長のほうから議事録の話があったかと思うんです。録音して、文字起こしをして、それを次回の運営協議会で承



認を得られたらホームページに載せるという形だったかと思うんですけど。

ちょっと事務局の方の負担を増やしてしまうかもしれないけど、非常に恐縮なんですけど、発言が全て書いてある議事録というのは、何とというか、少しわかりにくいところがあって、できれば課題管理表といいますか、今回、議題に上がったものは何かと。

例えば、それがどういうものであって、その議題に上がったものが、宿題事項みたいな形で、誰が担当し、進捗状況はどうなっていて、完了したのか完了していないのかといったような、そういう課題管理表的なものをつくっていただけると、例えばここで話した議論が言い放しにならずに済むのかなと。前期からずっと思っています、もしそれがお願いできたら非常にありがたいと思っていますんですけども、いかがでしょう。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

議事録の全言筆記というのはずっと続けているところですが、今ご意見いただいた課題管理表というのは、追加でつくるとしたら、やるということになるかと思うのですが、委員がおっしゃられているとおり、非常に有効な手段かとは思いますが、ただ、これもまた委員のおっしゃるとおり、事務的な負担も相当ありますので、どういうふうなやり方をしたら効率的にできるのかというところで、ちょっと内部で検討させていただきたいですね。

【小出委員】

ぜひお願いします。前期からのPACやPDCAというのが、やたらこの協議会でも出てきていて、そのPDCAへ回すのであれば、やっぱり課題管理表は必要かなと思うので。非常に負担が増えるというのは恐縮なことではあるんですけども、お願いできたらありがたいと思います。

【事務局】

おっしゃられている、最近、介護保険運協で取り上げさせていただいている、そのPDCAサイクルなんですけど、もともと市町村介護保険事業計画、我々でいうところの地域包括ケア計画自体について、プラン、ドゥ、チェック、アクションの、そのサイクルを回していくという法改正ですね、そちらが30年度から実施されるというふうになりましたので、私どもも、どういうふうに取り扱ったら、計画に取り上げた事項、つまり運協の皆さんに議論していただいた事項をうまくそのサイクルに乗せられるのかというのは、正直、頭を悩ませているところではございますので、また、小出委員だけでなく、ほかの委員の皆様からお知恵を拝借しながら、できるだけ手間がかからずに、できるだけ効率的なものができればと思いますので、また相談させていただきたいと考えております。

【小出委員】

よろしく願いいたします。

【林会長】

では、大井委員。

【大井委員】

それに絡んで。会議録というのは、ほかのもみんなそうなんですけど、こういう発言をしたという、それとしての意義はあるんですけどね。それはそれでいい。やはりまとめというのは大事なので、これは運営の進め方だと思うので、私が口幅ったいことは言えないんですけど、議事は、やった内容というものは、自分は自分なりに解釈というといけませんが、間違いないようにして努力したいなと思っています。

それがないと、市民の人はみんな、やっぱりわからないとなってしまうて、いや、こういう発言をしたんだよという、そういうアリバイというんじゃないんですけどね、それは明確に、そういう意味では、ほんとうに時間のかからない範囲で、テーブル起こしは必要だろうとは思うんですけどね。その辺は、一緒に提案なり考えていきたいなと思います。

それがないと、一生懸命やった結果、市民から見て、えー、自分たちこう言ったのに、何も言っていないよとか、こうなってしまう。決してそうではなくて、真意をどう伝えるかということ、やっぱり限られた時間、2時間ですけど、その中でどう、アウトサイドで時間をかけることは、私は協力することは全然やぶさかではなくて、それなくしてもったいないという感じがします。

以上。

**【林会長】**

ありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。

それでは、議事を進めます。会議次第の7番目ですが、介護保険の第1号被保険者保険料の低所得者軽減強化についてであります。

事務局、お願いします。

**【事務局】**

それでは、介護保険の第1号被保険者保険料の低所得者軽減強化というところで、こちらは、去る3月に行われました平成31年の第1回の国立市議会定例会で、介護保険条例の改正をもって実施された施策でございます。

通常であれば、保険料に係る部分ということであれば、介護保険事業計画、この地域包括ケア計画への位置づけ、介護保険運協への提案と承認というところがプロセスとして出てくるのですが、今回、この介護保険料の低所得の方に対する保険料の軽減でございますけれども、こちらは条例上定めた保険料を直接書きかえるということではなくて、ただし書き的に、特例事項として消費税を財源として、所得の少ない方の保険料を引き下げるということで、これは全国的に法制度の中で国が導入してきた制度でございます。

資料でいいますと、お手元の資料番号5番の、国立市介護保険条例等の一部を改正する条例案資料というものをご覧ください。こちらは議会に議案として、条例の一部を改正して、特例的に引き下げを行った際に、その説明資料として用意した資料をそのまま使っております。

ここにございます介護保険の第1号被保険者保険料と申しますのは、65歳以上の介護保険の加入者の方について、直接、市が被保険者の方から頂戴している保険料のことでございます。ここの低所得者というのが、下の階段のようにになっているイラストの一番下に説明が入っているんですけども、所得段階でいいますと、第1段階、第2段階、第3段階の3つの区分の方について保険料を引き下げております。

第1段階については、生活保護を受けていらっしゃる方。そして、市民税世帯非課税、この世帯非課税というのは、1つの世帯の中に市民税が課税されている方がいらっしゃらない。世帯員を構成する全ての方が非課税であるというような世帯であって、老齢福祉年金受給者。この老齢福祉年金受給者といいますのは、公的な年金制度が発足する以前に既に高齢になられていた方につきまして、特別に基礎年金に相当するだけの金額を給付しようということで導入されている制度で、実際には国立市内には、今、該当される方はいらっしゃらないというところがございますけれども、そういった方。そして、市民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の総合計額が80万円以下の方が第1段階になるんですが、こちらの方につきまして、標準の介護保険料、この標

準の介護保険料を支払っていらっしゃる方の、通常、条例上では0.4倍の保険料負担で負担していただくところを、0.275倍まで引き下げるところでございます。

所得段階の第2段階の方は、市民税が世帯で非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超えて、120万円以下の方。こちらにつきまして、本来であれば、条例本則であれば、標準的な保険料の0.6倍の負担をしていただくところを、0.475倍の負担というふうに引き下げをさらに行うところでございます。

第3段階、同じく市民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方につきまして、標準的な保険料の0.7倍の負担をしていただくところ、0.675倍の負担に引き下げるところで、保険料の軽減を行うところでございます。

この保険料の軽減を行った場合には、介護保険の会計の中で、その分収入が減ることになりますが、そこを補填するために、まず一旦、収入が減った分を、国立市の一般会計、税収で成り立っている一般会計から、同じ金額を介護保険の会計に繰り入れるということを行います。その繰り入れたお金の半分の金額を、国が国庫支出金から負担してもらえます。そして、東京都から4分の1を負担してもらえます。市は負担した金額の4分の1を最終的には負担することになります。

このような形で、所得の低い方の保険料を引き下げることを行っていくということが、今回の条例改正で導入されてございます。

実はこの制度は、本来は平成27年度でこのような形で実施される予定だったところなんですけど、消費税の8%から10%への増税を財源とするという制度設計でございましたので、平成26年の12月の時点で、消費税の増税を見送るということが決定された際に、完全な実施ができなくなって、平成27年度から平成29年度までの3カ年間は、第1段階の方について、標準の0.4倍の負担を0.35倍に引き下げるという形でのみ、不完全な状態で実施されていたと。この資料のイラストのようになっている、この階段状の絵が描いてある資料でいきますと、①番と書いてある、白く見えている第1段階の引き下げの部分ですね。それが、平成27年度から実施されていた部分。②番というところが、第1、第2、第3段階について、追加的に実施されることになった部分というところでございます。

巷では、最終的な消費税10%への増税というのは、まだ完全に実施するかどうかの含みが残されているといった状態ではございますけれども、ここの引き下げ幅については、国のほうで、厚生労働省の省令が発出されておりますので、市としては条例改正を行って、引き下げを行うということは、実施するというところで3月議会にかけたところでございます。

こういったことがございまして、介護保険運協に事前に諮るというところではなかったんですけども、実際に条例上、本則の保険料は変更がないわけですが、特例としての引き下げが今般、さらに行われることになったというところでございます。資料No.5番の2枚目のところには、その際に介護保険条例の一部を改正するというところが出された議案の本文が出てございます。

ここにあるとおり、介護保険条例の保険料については、条例本体の中に書いてあるわけですがけれども、附則として、保険料の特例として、第1、第2、第3段階の部分についてそれぞれ引き下げを行いますよというところで、こちらの附則の特例が入っているというところでございます。

ですので、資料No.1番の介護保険条例の資料を皆さん、お配りさせていただいている

んですが、これの2ページ目、中段やや下のところに第7条として、保険料の設定を、平成30年度から32年度までの各年度における保険料というところで、第1段階が2万8,900円、第2段階が4万3,300円、第3段階が5万600円というふうに掲げられているんですが、こちらの資料No.5の2枚目でございます、附則として本条例の7条に掲げられている1号から3号までの規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額として、第7条第1号に該当する、条例本文では2万8,900円のところを1万9,800円。第2段階、第2号として、4万3,300円のところを3万4,300円。そして、5万600円のところを4万8,800円と、こういう特例を31年度、32年度に入れますよという形での附則をつけたものといったところで、保険料の実質的な引き下げを行ったというところでございます。

直接、介護保険運協に諮ってはいなかったんですが、保険料に係る変更があったというところで今回、会議の中で報告させていただきました。

以上でございます。

【林会長】

ありがとうございました。この資料1は最新のものではないということですか。

【事務局】

そうですね。最新ではなく、今回の3月議会の附則は、これには書き込まれてはおりません。

【林会長】

わかりました。何か質問やご意見がありましたら、お願いします。

はい、小林委員。

【小林委員】

ちょっと初めてでわからないんですけども、もしわかっただけでいいのですが、この第1段階、第2段階、第3段階は、およそどのぐらいの人数がいらっしゃるのか。もし、今わからなければ次回でも結構ですけど、どの程度なのかちょっと知りたくて質問させていただきました。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

4月1日現在で、介護保険料は賦課期日になっているんですが、実際に計算機を回した数値はまだ私も見ていないんですけども、議案を出した時点での試算では、第1、第2、第3段階合計で5,300人程度だったと記憶しております。

実際の引き下げ額としては、4,000万円強の金額が引き下げられるという予定でございます。

【林会長】

今使っている第7期地域包括ケア事業計画に、載ってましたっけ。段階別の。

【事務局】

所得段階別の資料まで載ってはいなかったかと思うんですが。

【林会長】

そうですね。載っていない。いずれ、次期の事業計画を策定するために、そういったデータがたくさんないといけないんですが、でも、そういう非常に基本的なデータは、今日とはかく、次回ぐらいに出していただいてもいいかもしれないですね。

では、小出委員。

【小出委員】

ちょっと確認なんですけれども、先ほど馬場課長、低所得者の軽減強化のこの改正の話で、消費税を税源とするというふうに説明されていて、ただ、昨日のニュースであったように、消費税増税の見直し、延期になるかもしれないというニュースがあったんですけど、これ、増税されなくても実施されるということで、よろしいんでしょうか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

この数値については、既に厚生労働省が省令をもって発出しておりますので、変更はございません。一応、そのためにかと思われるんですが、今回この介護保険料の軽減とセットで、後期高齢者医療保険の負担軽減措置が終了するということが、セットで出ているはずですので、最悪、消費税が上がらなくても、そっちを財源にして介護保険料を下げるというふうな算段かと私は思っております。国の真意はどうかというのはまだわかりませんが。

【小出委員】

医療保険の負担を増やすということ。

【事務局】

はい。負担を軽減する措置というのは、30年度、実施されていたんですね。それを廃止するというのがセットで出ているはずです。

【健康福祉部長】

ちょっと補足なんですけど、後期高齢者医療保険の保険料軽減措置というのが、ずっとこここのところあったわけなんですけど、それを本則に戻す、要は保険料軽減をもととの法律に戻すということで、今、全国的に動いていますので。それとセットでこの介護保険の軽減の強化ということがあるということが前提で進んできているという、そういう背景がございます。

【林会長】

はい、事務局。

【事務局】

もう一つ補足なんですけれども。今の話だけですと消費税を財源にしていなんじゃないかというふうな話になってしまうのですが、実際には、今回の引き下げ幅というのが、消費税の増税が10月以降となってしまうので、実際の今回の引き下げ幅というのが、6か月分の消費税増税を使うという目的なので、本来であれば、また32年度はもっと引き下げることができるというふうな制度設計になってございます。

けれども、消費税の増税が完全に実施される場所を見届けるまでは、省令上は6か月分しか出さず、なおかつ、万が一のため、医療保険のほうの軽減措置を終了させるというような、そのセットで出しているところがございます。

実際に消費税増税がされた場合には、32年度で、本来だったらさらに引き下げができるというところなんですけれども、今回、我々が出した条例の附則につける特例の部分は、32年度も同じ引き下げ幅しか出しておりません。これは、国のほうでそういうふうにするという形で出っていて、これでまた、消費税増税がされて、そっちの財源が使えるよということになれば、もう一度、また条例改正を行う予定になってきているというところがございます。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、7番目の議題は終わりました、8はその他ですが、事務局から、お願いし

ます。

**【事務局】**

今回の運営協議会の日程についてなんですけれども、先ほど、原則として毎月第3金曜日とお伝えした直後で大変申し訳ないのですが、5月につきましては、第3金曜日が会場等の都合で、なかなか難しく、5月22日水曜日に、もしご了承いただければ開催させていただければと考えてございますので、お諮りいただければと思います。

**【林会長】**

今、ご説明のあったとおり、5月は、5月22日水曜日の19時からというご提案なんですけど、いかがでしょうか。よろしいですか。皆さん、ご都合あると思うんですが。

ちょっとここで、ポイントは、公募委員の石田さん、大井さんの両方が欠席ですと、この会が開けないのですが。石田さんは、大丈夫ですか。

**【石田委員】**

大丈夫です。

**【林会長】**

それから、小出さん、小林さんの両方が欠席だと、やはりこの会が開けないのですが。  
(「大丈夫です」の声あり)

**【林会長】**

ありがとうございます。では、今回は5月22日水曜日ということでよろしくお願ひします。

はい、事務局、どうぞ。

**【事務局】**

あともう1点、資料2で配らせていただいた介護保険運協の規則の中に記述されているのですが、2ページ目の第10条、検討部会というのがございます。この事業計画、介護保険の事業計画であるとか、高齢者保健福祉計画の策定に係る調査及び審議において、会長が必要と認めるときは検討部会を設置することができるとうございまして、会長が指名する委員をもって構成するとなっております。

今年度につきましては、まだ市長からの諮問は出ていないところなんですけれども、法改正もありまして、介護保険事業計画等の策定だけでなく、評価も常に行っていくというところもございまして、いろいろな議題を整理していく際に、全体会でいきなりやるというよりは、この検討部会であらかじめ議題の整理や調査のポイント等を絞って対応していきたいと考えてございまして、また、この検討部会形式をやらせていただきたいと事務局では考えてございます。

また、林会長と相談させていただきまして、検討部会に指名させていただく委員さんには連絡させていただきたいと考えておりますので、そのようにご了承いただければと考えております。

以上でございます。

**【林会長】**

ありがとうございます。あと、事務局からほかにもございますか。

**【事務局】**

続きまして、本日、机上配布させていただいた資料について、ちょっとご説明をさせていただきます。

**【地域包括ケア・在宅療養推進担当係長】**

飛田です。国立市地域医療計画というホチキス止めの、厚さ1センチほどの冊子をお配りさせていただきましたが、昨年度の3月に、この地域医療計画「国立市の地域医療

計画～生まれてから最期まで、その人らしい生き方で暮らしを支える～」というサブタイトルをつけまして、計画のほうを策定いたしました。お時間があるときにざっとお読みいただきたいと思うんですけども、説明させていただきますと、まず3ページ目の、計画策定の趣旨というところで、「医療・介護が必要になっても住み続けられるまちづくり」の実現を目指しますというところが大きな趣旨になります。

この計画なのですが、他市の計画とは若干切り口が違いまして、テーマ別、4つのテーマ、大きなテーマに沿った事例を中心にまとめさせていただいています。この事例、またお時間があるときにお読みいただきたいのですが、この各事例の中から見えてくる課題というものを集めまして、課題から抽出した、大きな、「めざす姿の達成に必要な要素」というところから、大きな目標「医療・介護が必要になっても住み続けられるまちづくり」の実現を目指すというところの、目標を目指して、例えば13ページをあけていただきますと、ちょっとカラフルな表が出てきます。これが「めざす姿の達成に必要な要素」は、上、5行目ぐらいからあるんですけども、その達成に必要なための手段・方法が、次に参りまして、その次に具体的施策、その大きな目標を目指して、国立市の具体的な施策というところまで考えまして、計画を策定しております。

4つのテーマは、日常療養の支援ですとか、看取りですとか、救急について、それから入退院についてというところ、4つのテーマを設定して、事例を中心にまとめさせていただいております。事例が中心なので、読みやすいかなというところはあるんですけど、ぜひ、お時間があるときにお読みいただき、今年度はこの計画をもとに地域のコミュニティセンター等を回りまして、市民勉強会等を開催していく予定でありますので、どうぞ、お時間があるときにお読みいただきたいと思います。

医療計画については、以上になります。

続きまして、カラーの、ちょっとつるつるした紙の、3つ折りといいますか、A4の3つ折りのもの。これが国立市の認知症ケアパスというのを昨年度夏に策定いたしました。これも認知症になったらどうしよう、なっても大丈夫というテーマで、認知症の方のケアの流れを示した、認知症ケアパスというのを昨年度につくりました。

ちょっとお開きいただきまして、まずはチェックリストで、チェックをしてみましようというところと、チェックして、気づき、早期診断、その後の支援がどのような流れであるかというのを、わかりやすく絵で示したものになります。

一旦閉じていただきまして、6ページ目といいますか、裏面になるのですが、どこに相談したらよいかというのを、一覧に載せさせていただきました。こちらが認知症ケアパスになります。活用していただけたらと思っております。公共機関には配布しておりますので、もし必要な方がいらしたら、公共機関、あとは64の医療機関にこれから配布する予定でおりますので、お取りいただけたらと思っております。

続きまして、医療相談窓口のこちら、案内、チラシになります。カラーコピーで、A4の1枚の紙になりますが、こちら、医療相談窓口の案内になりますのでお持ちください。以上です。

**【林会長】**

お願いします。

**【地域包括ケア推進担当課長】**

ちょっと補足させていただきたいと思います。国立市の地域医療計画のほうなんですけど、アンケート調査等、ご協力いただきました市民の方、それから専門職の方、事例も出していただいた方、この場をかりてお礼申し上げます。今、飛田のほうが4つのというワードを使ったと思うのですが、そちらのほうは4ページの表の、図表2とい

う、下の図になりますが、そちらの四角に書いてあるところが4つのテーマになります。「日常療養」というところと、その下について「急変時」、急変から左について「入院と退院」。そして右のほうですね、「看取りの実施に向けて」という、この4つでつくり上げられております。

今後、これはスタートとなる計画でございまして、これをどんどんブラッシュアップしていきたいと、それも市民の皆様方と一緒にやっていくというところで、地域を回るということになります。今、予定では10か所ほど場所を押さえてやっているんですけども、その他にグループでちょっと勉強会をしたいとか、そういった方々がもしおられましたら、私たち出向いて行って、一緒にこれを読み込むというか、やはり計画というのはつくって終わりではなくて、これを皆様方と一緒に理解して、意見をいただき、もっとさらにいい計画にしていきたいと思っておりますので、またそのあたりもご意見とか、ご希望がありましたらこちらのほうまでいただければうれしく思います。

【林会長】

はい。

【事務局】

それからもう1点、新たに委員になられました方のみ、机上配布させていただきました、こちらの封筒ですけども、中に委員報酬のお支払い等に必要な書類が入っております。2種類ありまして、口座振り込みの依頼書と、あとマイナンバーに係る書類でございます。こちらの委員報酬のお支払いに関わるものですので、大変申し訳ないんですけども、来週、なるべく早い段階で、返信用封筒も入っておりますので、それでご提出いただければと思います。よろしくお願いたします。

【林会長】

はい、事務局。

【事務局】

私のほうからさらに補足で申し訳ないんですけども、国立認知症ケアパス、今日お配りさせていただきました。これをお配りして、ぜひいろいろな方々と共有できるようにしていきたいと思っております、これにつきましても、お声かけいただければ、早速、皆様のところにこちらが出向きまして、認知症ということに関して国立市がどのように対応していくのか、皆さんに伝わるようにぜひご説明させていただきたいと思っております。

今日初めての方もいらっしゃいますので、実は地域包括支援センター、国立市は直営で、1カ所でやっております。総合的にご相談を受ける窓口を、地域に3カ所設けておりまして、その1つ、今日、委員でいらっしゃる、くにたち苑の林さんのところにもお願いをしているところでございます。さらに、社会福祉協議会の山地委員のところにもお願いをしているところでございますが、市役所の中に地域包括支援センターの本体がございまして、直営型でやっていると。

さらに、その中に認知症に関してコーディネートする職員、認知症のことでいろいろご相談に乗って、その当事者の方、ご家族と一緒にどのようにやっていくのかを考える。そういったコーディネーター、さらに認知症地域支援推進員と国が呼んでいる支援員がいるんですけど、その2人も、地域包括支援センターの中におりますので、ぜひ、皆さんの身の回りで認知症でお困りの方がいらっしゃったら、地域包括支援センターをご紹介いただきたいということ。

もしその方が、あまり情報をお出しにならないとか、知られたくないとか、でも周りの方がすごく心配されていると。そういうことってよくあるのですが、そういう場合に



どうしようかなと、地域の皆さんは結構、お悩みになるんですね。そういうときにこそお知らせいただければ、情報元はあかさずに、地域包括支援センターが、地域の住んでいる方のところに出かけて、通常、この辺を回っているんですけどという日常の業務の中で、何とかその方にお会いして、ご家族のお話を伺ってというように動いていきますので、どうぞこちらのほうにお寄せいただければと考えております。よろしく願いいたします。

以上です。

【林会長】

事務局からは、以上ですか。ありがとうございました。

山路委員は地域医療計画の策定委員をされたんですね。もし何か、読み方とかございましたら。

【山路委員】

先ほど飛田さんが説明されたとおりなんですけれども、私のほうからもうちょっとかみ砕いて申し上げますと、地域包括ケアの最大の柱は在宅医療なんですね。これから後期高齢者が増えてくるという中で、最も必要なのは在宅医療。それに関連する医療と介護の連携とかいう、在宅医療が核になって、在宅で、住み続けて、最期まで、看取りまで安心して生活できるためには、やっぱり在宅医療がきちっとしてなくちゃいけないと。

ところが医療に関しては、介護保険と違って、具体的に、それがどの程度ニーズがあって、それに対してどう対応すべきなのかということについての計画づくりと、それに基づく具体化というのが、今まで、ざっくりした言い方をしますと、なかったわけです。

ただ、ないのはまずいということで、国は地域包括ケアづくりの中で二次医療圏。つまり、病院、急性期の入院を中心とした二次医療圏での広域的な二次医療計画づくりはやったんです。ただ問題は、市町村レベルでの、地域レベルでの、いわば一次医療圏での在宅医療づくりのニーズをきちっと踏まえて、それに対して中身づくりを進めていくと。

つまり、在宅医療に対応できるような中身を進めていくということは、これは市町村に任せられていまして、多摩26市の中では、最初、稲城がつくり、武蔵野がつくり、3番目は国立だったんです。ただ稲城は、病院医療の計画はつくったんだけど、肝心の在宅医療はつくらなかった。武蔵野は、在宅医療もつくったんだけど、後の、3番目の国立がつくったほど徹底してニーズを調べて、具体的な事例に基づいて課題をあぶり出して、その課題を克服するための計画づくりというところまでなかなか踏み込んでこなかったというのが結果です。

もう一つ、ざっくりした言い方をしますと、要するに、在宅医療をやるお医者さんがなかなか増えないんですよ。これだけ在宅医療が必要だということにも関わらず。これは日本の医療の最大の問題点だと思っていますけれども。それを増やすためにも、やっぱり地域医療計画というのはつくって、在宅医療をやらざるを得ないような環境をつくり出すというのが、そこはおそらく新田先生はなかなか言いづらいでしょうけど、私は、そういうふうに思っています。それを、国立で実現できれば、在宅医療についての、安心して生活できる中身づくりができてくるというのが最大の願いだというふうに私は考えています。ちょっと補足して申し上げました。

【林会長】

ありがとうございました。

はい、大井委員。

【大井委員】

大井です。何点か。まず、飛田さんのほうで地域医療計画、この膨大な、これ、幾らかコメントもしたんですけども、これの説明を10か所やられているという話ですが、10か所、具体的にはどんなところでやられているんですか。

**【地域包括ケア・在宅療養推進担当係長】**

予定なんですけど、6月に地域交流センターのオリーブというところを、まず予定しております。あと、市役所の第1・第2会議室であったりとか、東地区の防災センターですとか、西、あと、南区公会堂、北市民プラザと、駅前の市民プラザ等、押さえております。

**【大井委員】**

それは、チラシか何か、広報に出して、そこでやっていますよって、そういう形でやるんですか。あるいは、地域の中、核になる人、誰かが声かけをやるとか。そこら辺は。

**【地域包括ケア・在宅療養推進担当係長】**

今、考えているのは、予定では市報で周知させていただこうかなというふうに思っております。

**【大井委員】**

なるほど。この膨大な資料で説明されるのだとしたら、もっと何か、工夫があるんじゃないかなと思って、場所の問題、どんな方法でやるのか。あるいはどういうふうに市民に徹底をしていくのか。あるいは私なんかいろいろなので情報流しますけど、これは漠然としてよくわからないので、その辺は、次回にでもちょっと、この計画をこういう形でやるよとか出してもらえると。

それからあと、大川部長のほうに、ゲートウェイとかいろいろな説明とか、あるいは地域ではどんなことがあるよって、生活支援体制のほうで、地域コーディネート、生活支援コーディネーター、それぞれ個々でやっていますよね。そういうところの関係というものが、何かぼつぼつと、認知症ってこうあるよ、あるよと言っても、知る人ぞ知るであって、一般の人は、今、ドキュメント体系とかでいろいろ問題提起しているんですけど、一体何の資料を見れば、どこに行けばあるんだって、その辺が、一般の市民からいうと、全くわからない。

僕は今、それを一生懸命、ひもところと思っていますけど、その辺がないと、非常にすばらしいものをやろうとしているんですけども、その徹底がなかなか、ニーズのところまでつながらないんじゃないかなと。多分、やられているんだろうと思うので、そこは、明解に出されていればお聞きしたい。

**【林会長】**

はい、事務局。

**【事務局】**

ありがとうございます。正直申し上げて、行政、まだまだそこまできちんと市民の皆さんに届くような情報提供ができていないというふうに言えない状況なのだと感じています。ですので、大井委員のご意見や、石田委員のご意見などもいろいろ、これまでも伺ってきておりますし、この情報をどのようにまとめて皆さんに提供するのが、より皆さんにわかりやすいのか。ちょっとそのあたりを具体的にご相談させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それと、先ほどの医療計画のお話ですけども、実際にひらや照らすさんで、大井さん方が、こうやっていらっしゃるようなところにも、よろしければ行かせていただいて、どういったようなご説明をするのが、地域の皆さんにわかりやすいのか。そのあたりも事前に打ち合わせ、すり合わせなどしながら、効果のあるというか、できれば、市民の皆

さん同士でも意見交換ができるような、そういった仕掛けを何とかつくっていきたいというふうに事務局としては考えておりますので、ぜひ、そのときもご協力のほどをお願いしたいと思います。

【大井委員】

今、ひらや照らす、カフェじゃないですけど、ひらや照らすサロンなんて称して、そういうところに、いろいろな諸情報というのを何かこういうふうに出したら、多分それを受けたら、あ、そういうのやっているのかということ、やる。そういうチャンネルも、我々もつくりつつあるので。それと、逆に今度は市のほうがどんなの用意しているんだって、それは逆にいえば、どういうものを用意したらいいんでしょうねという、お互いにあるだろうと思うんですけどね。

そういう場というのは、今、社協の山地さんのほうとも、ほかの人が、いろいろな情報とかあれば、すり合わせながら、やっぱり限られたリソースで、それほどないわけですよ。最後にやっぱりモノ・カネ・ヒト・場所となってきた場合に、限られたら、やっぱりそれを有効に使わないことには、どこでやっているの、それすらわからないようじゃもったいない。かなり集約されつつあると思うんですけど、それはぜひ、ご相談させてもらいたい、というよりも、一緒にやりたいと思います。

【林会長】

はい、事務局。

【事務局】

先ほどの大井委員からの質問が、この地域医療計画の周知等の方法について、次回、こちらの運協の場でもう1度報告していただきたいというふうに聞こえたんですけども、そういうことではないということで、よろしいですか。

【大井委員】

いや、先ほど話された、10地区話されているとか、そういう計画があるのであれば、そういうのは一応、現在ある紙で、わざわざ整理する必要は全然ないので、それを出してもらえると、言われなくても、あ、そうか、こういうところで、でももっとこういうところがあるんじゃないんですかということが多分言えるんで、という意味です。全然、新しくこれを説明してくれとかいう話じゃなくて。

やはりどうやって周知徹底するのかというのは、簡単ではないと思うので。方法はね。それを現在考えられているものを全部出してもらえると、みんなもわかるんじゃないかなという、そういう意味です。

【地域包括ケア・在宅療養推進担当係長】

この医療計画なんですけれども、ぜひ、今度ご相談させていただいて、市民の皆さんに届くような周知としていきたいと思うんですけども、これ自体の進捗管理といいますか、推進、医療計画を進めていく中では、今年度、国立市地域医療計画の推進会議を立ち上げまして、そちらのほうで皆様方のご意見だとかを集約しながら、方向性をそこで管理していくという、また、この運営協議会ではない、ここの場ではない、別のところをつくる予定になっております。そちらのほうを、また委員の方々を、市民を今回入れて立ち上げていこうと思っておりますので、またそのところで、地域医療計画についてはご意見を集約させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【林会長】

ありがとうございます。ほかに、その他でございませんでしょうか。よろしいですか。事務局もいいですか。

【事務局】

はい、ございません。

【林会長】

それでは、これで、今日の議題は全て終わりましたので、本日は閉会したいと思います。どうもお疲れさまでした。

—— 20 : 50 終了 ——